

京都市交通局管理規程 6 - 9 (京都市乗合自動車運転取扱規程) の一部を次のように改正する。

平成 17 年 3 月 18 日

京都市公営企業管理者  
交通局長 島田與三右衛門

第 16 条第 1 項中「, 回数券」を削る。

第 24 条第 7 項中「及び回数券の返納」を削る。

第 37 条 (見出しを含む。) 中「回数券等」を「一日乗車券カード等」に改める。

附 則

この改正規程は, 平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)